

第9節 医薬分業の推進

現状と課題

医薬分業とは、医療において、患者の診断・治療を医師が、医師の処方せんに基づく調剤を薬剤師が行うことにより、医師と薬剤師がそれぞれの専門分野で業務を分担し、県民医療の資の向上を図るものであり、県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会の協力のもと積極的に推進しています。

平成7年4月に福井医科大学医学部附属病院が医薬分業を導入したほか、平成8年11月に県立病院、平成9年4月に福井社会保険病院、同年11月に社会保険高浜病院、平成12年2月に公立丹南病院、同年12月に国立療養所敦賀病院、平成13年4月に国立療養所北潟病院が導入しており院外処方せん発行数は確実に増加し、県内の医薬分業は着実に進展しています。

しかし、処方せんの受取率は全国下位に低迷し、全国平均とかなりかけ離れており、院外処方せん発行促進のため医療機関の理解・協力が必要であり、医薬分業の実施について積極的に働きかける必要があります。

また、薬歴管理や服薬指導のため薬剤師の研修を行い、薬局の受入体制の充実を図る必要があります。

さらに、県民の医薬分業に対する理解を深めるための啓発が必要となっています。

施 策

- 1 医療機関の処方せん発行促進を図るため、二次医療圏における基幹病院を院外処方せん発行の重点医療機関として位置付け、地域ごとの医薬分業推進協議会を開催し、地域の特性に応じた推進計画により基幹病院に処方せんの発行について積極的に働きかけていきます。
- 2 薬局の機能を高めるため、薬局における薬歴管理、服薬指導を充実するとともに、薬剤師会等と協力し研修等を実施し、調剤事故（過誤）防止の徹底を図ります。
また、休日、夜間体制を整備するとともに、医薬品の備蓄センターの充実を図ります。
- 3 県民に対し、「かかりつけ薬局」の有効性について周知を図るほか、「お薬手帳」を作成配布するなど、医薬分業について普及啓発を図ります。

【用語の解説】

● 処方せんの受取率

医薬分業の進展度の位置づけを行う1つの目安として使われます。病院、診療所の外来患者のうち、投薬の対象となる患者に対し、実際に保険薬局で調剤を受けた割合のことを言います。

● 薬 歴

患者ごとに作成した薬剤服用に関する記録であり、氏名、生年月日、性別、被保険者証の記号番号、住所、処方した医療機関名および保険医氏名、処方日、処方内容、処方内容に関する疑義照会の要点、患者の体質、アレルギー歴、副作用、患者への指導内容が記載されているものです。これに基づき、個々の患者に合わせた服薬の指導が行われます。

● かかりつけ薬局

地域住民のかかりつけの薬局を指しますが、院外処方せんの応需や患者の薬に関する相談から受診勧告までを行います。重複投与や薬物相互作用を回避するためにも、このような薬局を持つことが奨励されています。

● お薬手帳

患者自身がつ、薬に関連した管理手帳のことを言います。薬歴がそれぞれ個別の保険薬局などで管理されるのに対し、かかりつけ薬局を持たない患者の場合、患者本人がお薬手帳を持つことにより、薬歴の情報が患者の手元に一括化されるメリットがあります。

〈福井県の院外処方せん発行数の推移〉

(単位：枚)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
発行数	773,162	829,527	963,780	1,201,517

⑧日本薬剤師会調べ

〈処方せん受取率の推移〉

(単位：%)

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
福井	8.4	9.1	10.8	13.8
全国平均	30.5	34.8	39.5	43.4

⑧日本薬剤師会調べ

医薬分業の流れ

